

障害がある人もない人も共に支え合う社会

「障害の有無によらず、誰もが地域社会の一員として共生するまちづくり」を実現するため、帯広市障害者共生まちづくりプランを策定しました。当計画に記載している市の取り組みや福祉サービスの一部を紹介します。



問い合わせ 障害福祉課（市庁舎1階、☎65・4148）

帯広市の現状

- 市民の約10人に1人は心身の機能の障害や難病があり、精神・知的障害、難病患者は増加傾向です。
- 人口が減少していく中、行政や専門機関、住民など地域全体で支援をしていくことが必要です。



課題

- 障害に対する理解の促進**
 - ▶ 障害への理解、障害のある人への差別意識の解消・虐待防止 など
- 日常生活における相談や支援の充実**
 - ▶ 介護者の負担軽減
 - ▶ 発達の心配や医療的ケアの必要な児童への支援体制 など
- 障害のある人に対する社会環境の充実**
 - ▶ 施設などのバリアフリー化、就労支援 など

計画策定

帯広市障害者共生まちづくりプラン 3つの目標

目標1
共に過ごし、
理解し合える
地域をつくる

目標2
地域で安心して
暮らせるための
支援体制をつくる

目標3
希望に応じ
社会参加できる
環境をつくる



障害福祉課
幸田 課長補佐

一人ひとりがそれぞれできることをしながら協力し合い、暮らしやすいまちをつくっていくことを目指して計画を策定しました。



福祉のひろば(帯広駅内)
障害のある人が障害福祉サービス事業所で制作したものを展示・販売しています。(工芸品、日用雑貨など)

みんなが安心して暮らせる社会をつくるためには、支援の輪を広げていくことが大切だね。



障害福祉課
堀 係長

出前講座

依頼のあった団体や企業に対し、市職員が「合理的配慮」について説明します。
お気軽に障害福祉課へ申し込みください。



合理的配慮とは

障害のある人の困り事に合わせて、環境や手続きなどを柔軟に調整することです。令和6年4月より民間事業者にも義務付けられました。

例えば…

- ・携帯用スロープの設置
- ・筆談用のホワイトボード など



障害があってもなくても、やりたいことができる社会に！
障害のある人の参加を邪魔するものを、みんなで取り除こう！



障害福祉課
原尾 主任補

こんなときには相談窓口へ

生活に関する不安がある

人間関係がうまくいかない

自立した生活を送りたい

親が亡くなった後のことが心配

など

市では、障害のある人やその家族のための相談窓口となる事業所を地域ごとに4カ所設けています。

相談費用はかからず、秘密は必ず守りますので、お気軽にご相談ください。詳細は市ホームページを確認してください。

市ホームページID.1012668



市役所の仕事体験

就労支援事業所*の利用者を対象に、動物園での清掃作業、市役所内では書類の封入やデータ入力などを実施しています。



フードバレーとかちマラソン

令和5年度より車いす種目を実施しています。今年度も2.5km・1kmの2コースで開催します。

沿道からのご声援をよろしくお願ひします。

*就労支援事業所 障害の程度に合わせて、一般就労に向けた準備や、能力向上のための訓練、生産活動などを行う施設